

令和5年度 災害時協力会社応募要領

I 災害時協力会社応募要領（道路部門）

1 主な業務内容

- ① 北九州国道事務所の直轄管理区間において発生した道路災害の応急復旧措置
【募集地域】北九州国道事務所直轄管理区間
八幡維持出張所管内（所在地：北九州市八幡西区穴生4丁目12番1号）
行橋維持出張所管内（所在地：行橋市行事4丁目3番9号）
筑豊維持出張所管内（所在地：飯塚市大字川津678番地）
- ② 異常気象（降雨，降雪，強風等）により通行に支障が生じた場合の通行規制
- ③ 河川情報センター，日本道路情報センター等を通じての的確な情報収集
- ④ 災害対策用機械・機器（別添資料1）の運搬及び運転に関する業務
※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により北九州国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所，他整備局，地方自治体）における災害支援を行う場合もある。
※災害対策基本法第76条の6に基づく車両移動等についての出動要請をする場合がある。
※災害時には，緊急的に対応する必要があり，そのための資機材及び人員を速やかに調達するものとする。また，復旧作業に必要な一般資材や機材も速やかに調達できること。災害対策本部・支部等の要請により，人員の派遣及び資機材の準備を行うこと。

2 応募の要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般土木工事または維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般土木工事または維持修繕工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお，認定されていない者のした応募は，無効とする。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後，当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 北九州国道事務所管内（北九州市，行橋市，豊前市，飯塚市，田川市，嘉麻市，直方市，中間市，宗像市，福津市，宮若市，小竹町，桂川町，香春町，添田町，福智町，糸田町，川崎町，大任町，赤村，苅田町，みやこ町，吉富町，築上町，上毛町，芦屋町，水巻町，遠賀町，岡垣町，鞍手町）に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- ⑤ 災害時に今回応募する北九州国道事務所直轄管理区間の国道に概ね30分で到着できること。
なお，各社毎の対象区域は企業の特定期に決定し，通知する。
- ⑥ 平成19年度以降に北九州国道事務所管内の一般土木工事又は維持修繕工事を受注した施工実績を有すること。
- ⑦ 一級または二級土木施工管理技士を5名以上有していること。
（ただし，一級土木施工管理技士を1名以上有していること。）
- ⑧ 復旧作業に必要な一般資材（耐候性大型土嚢袋等）や機材を保有していること。
- ⑨ 警察当局から，暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして，国土交通省発注工事等からの排除要請があり，当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩ 応募申請書の提出期限の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

- ※ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
ただし、上記2. ①～⑩に該当しない者については特定しない。
なお、締結する協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。
- ※ 協定対象企業数に過不足が生じた場合は技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。
- ※ 当事務所の維持補修工事を受注している企業については、その受注区間の出張所管内への配置は行わず、他の出張所管内への配置とする。

II 災害時協力会社応募要領（橋梁部門）

1 主な業務内容

北九州国道事務所管内の直轄管理する橋梁、横断歩道橋の異常時及び災害発生時の応急復旧措置

【募集地域】 北九州国道事務所直轄管理区間

※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により北九州国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）における災害支援を行う場合もある。

※災害時には、緊急的に対応する必要があり、そのための資機材及び人員を速やかに調達するものとする。また、復旧作業に必要な一般資材や機材も速やかに調達できること。災害対策本部・支部等の要請により、人員の派遣及び資機材の準備を行うこと。

2 応募の要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度鋼橋上部工工事又はプレストレスト・コンクリート工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度鋼橋上部工工事又はプレストレスト・コンクリート工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない者のした応募は、無効とする。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ④ 福岡県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
 - ⑤ 災害時に今回募集する北九州国道事務所に概ね60分で到着できること。なお、各社毎の対象区域は企業の特定期に決定し、通知する。
 - ⑥ 平成19年度以降に、次の1）～2）のいずれかの工種について、元請けとして受注した施工実績があること。
1）橋梁架設工事 2）橋梁上部工撤去工事
 - ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑧ 応募申請書の提出期限の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ※ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
ただし、上記2. ①～⑧に該当しない者については特定しない。
なお、締結する協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。
- ※ 協定対象企業数に過不足が生じた場合は技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。

Ⅲ 災害時協力会社応募要領（電気通信部門）

1 主な業務内容

北九州国道事務所管内の直轄管理する光ケーブルの異常時及び災害発生時の応急復旧措置

【募集地域】 北九州国道事務所直轄管理区間

※対象区域は、別紙「北九州国道事務所光ケーブル敷設区域図」のとおり

※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により北九州国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）における災害支援を行う場合もある。

※災害時には、緊急に対応する必要があるため、そのための資機材及び人員を速やかに調達するものとする。また、復旧作業に必要な一般資材や機材も速やかに調達できること。災害対策本部・支部等の要請により、人員の派遣及び資機材の準備を行うこと。

2 応募の要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度通信設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない者のした応募は、無効とする。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ④ 福岡県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
 - ⑤ 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所へ概ね2時間以内に到着できる体制を確保できること。
 - ⑥ 平成19年度以降に国、公団等若しくは県市町村発注の光ケーブル敷設工事または光ケーブル移設工事の施工実績があること。
 - ⑦ 光ケーブル工事に関する実務経験者またはF T T H屋外施工技能認定を取得している者を2名以上保有していること。
 - ⑧ 緊急応急対策工事に必要な電気通信関連資材、機材及び労力等を速やかに調達できること。
 - ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑩ 応募申請書の提出期限の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ※ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
ただし、上記2. ①～⑩に該当しない者については特定しない。

IV 災害時協力会社応募要領（機械設備部門）

1 主な業務内容

北九州国道事務所管内の直轄管理する道路排水設備、トンネル機械設備（換気、消火等）の異常時及び災害発生時の応急復旧措置

【募集地域】 北九州国道事務所直轄管理区間

※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により北九州国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）における災害支援を行う場合もある。

※災害時には、緊急に対応する必要があり、そのための資機材及び人員を速やかに調達するものとする。また、復旧作業に必要な一般資材や機材も速やかに調達できること。災害対策本部・支部等の要請により、人員の派遣及び資機材の準備を行うこと。

2 応募の要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度機械設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度機械設備工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない者のした応募は、無効とする。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ④ 福岡県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
 - ⑤ 平成19年度以降において、次の1)～3)のいずれかの工種について、同種の新設工事、修繕工事、点検業務のいずれかを元請けとして受注した実績があること。
1) 道路排水設備 2) トンネル換気設備 3) トンネル消火設備
 - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑦ 応募申請書の提出期限の日から審査結果通知の日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ※ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
ただし、上記2. ①～⑦に該当しない者については特定しない。
なお、締結する協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。
- ※ 協定対象企業数に過不足が生じた場合は技術資料を提出した企業の範囲内で調整を行うことがある。

V 災害時協力会社応募要領（測量・設計部門）

1 主な業務内容

直轄管理区間における災害時の緊急的な復旧工事のための測量・設計等

【募集地域】 北九州国道事務所管内

※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により北九州国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）における災害支援を行う場合もある。

※災害時には、緊急的に対応する必要があり、そのための資機材及び人員を速やかに調達するものとする。また、復旧作業に必要な一般資材や機材も速やかに調達できること。災害対策本部・支部等の要請により、人員の派遣及び資機材の準備を行うこと。

※降雪時において、交通量調査や路面状況の確認を依頼する場合がある。

2 応募の要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度測量又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度測量又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない者の応募は、無効とする。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - ③ 福岡県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在し、かつ、北九州国道事務所管内（北九州市、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、直方市、中間市、宗像市、福津市、宮若市、小竹町、桂川町、香春町、添田町、福智町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町、上毛町、芦屋町、水巻町、遠賀町、岡垣町、鞍手町）に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
 - ④ 平成24年度以降に国、県又は市町村が発注した測量・設計部門の業務を受注した実績があること。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑥ 応募申請書の提出期限日から審査結果通知日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ※ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
ただし、上記2. ①～⑦に該当しない者については特定しない。
なお、締結する協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。

VI 災害時協力会社応募要領（地質調査部門）

1 主な業務内容

直轄管理区間における災害時の緊急的な復旧工事のための地質調査等

【募集地域】 北九州国道事務所管内

※九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により北九州国道事務所管理区間以外（他の直轄事務所、他整備局、地方自治体）における災害支援を行う場合もある。

※災害時には、緊急的に対応する必要があるため、そのための資機材及び人員を速やかに調達するものとする。また、復旧作業に必要な一般資材や機材も速やかに調達できること。災害対策本部・支部等の要請により、人員の派遣及び資機材の準備を行うこと。

※降雪時において、交通量調査や路面状況の確認を依頼する場合がある。

2 応募の要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。
なお、認定されていない者のした応募は、無効とする。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - ③ 福岡県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在し、かつ、北九州国道事務所管内（北九州市、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、直方市、中間市、宗像市、福津市、宮若市、小竹町、桂川町、香春町、添田町、福智町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町、上毛町、芦屋町、水巻町、遠賀町、岡垣町、鞍手町）に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
 - ④ 平成24年度以降に国、県又は市町村が発注した地質調査部門の業務を受注した実績があること。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑥ 応募申請書の提出期限日から審査結果通知日までの期間に九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
 - ⑦ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ※ 提出された技術資料を基に総合的な評価によって協定対象企業を特定する。
ただし、上記2. ①～⑦に該当しない者については特定しない。
なお、締結する協定区間の設定については、当事務所において決定するものとする。

Ⅶ 協定期間

令和5年4月1日～翌年3月31日

Ⅷ 募集数

- ① 災害時協力会社（道路部門）
北九州国道事務所管内で 30社程度（各社概ね会社所在地等近隣の3～20km程度を担当）
※各出張所（八幡10社，行橋10社，筑豊10社 程度）
- ② 災害時協力会社（橋梁部門）
北九州国道事務所管内で 若干社程度
- ③ 災害時協力会社（電気通信部門）
北九州国道事務所管内で 若干社程度
- ④ 災害時協力会社（機械設備部門）
北九州国道事務所管内で 若干社程度
- ⑤ 災害時協力会社（測量・設計部門）
北九州国道事務所管内で 複数社
- ⑥ 災害時協力会社（地質調査部門）
北九州国道事務所管内で 複数社

※会社所在地及び工事基地等から出張所，事務所，直轄管理区間の国道までの距離，出勤可能者数，有資格者数，資機材保有状況，過去の災害協定等を考慮して特定しますので，応募者すべての方を特定するものではありません。

Ⅸ 手続き等に関する問い合わせ（各部門担当）

- ① 災害時協力会社（道路部門）
北九州国道事務所 管理第一課 佐久間
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10番10号
TEL 093-951-4331（代）内線（305）
FAX 093-951-4519
- ② 災害時協力会社（橋梁部門）⑤ 災害時協力会社（測量・設計部門）⑥ 災害時協力会社（地質調査部門）
北九州国道事務所 管理第二課 古賀
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10番10号
TEL 093-951-4331（代）内線（405）
FAX 093-951-4579
- ③ 災害時協力会社（電気通信部門）
北九州国道事務所 管理第二課 木谷
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10番10号
TEL 093-951-4331（代）内線（505）
FAX 093-951-4736
- ④ 災害時協力会社（機械設備部門）
北九州国道事務所 管理第二課 松川
〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10番10号
TEL 093-951-4331（代）内線（504）
FAX 093-951-4579

X 応募期間，提出書類，提出場所及び方法

1 応募期間

令和5年1月27日（金）～令和5年2月17日（金）17時00分（必着）

2 提出書類

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①災害時協力会社（道路部門） | 道路様式1～5及び添付書類一式 |
| ②災害時協力会社（橋梁部門） | 橋梁様式1～4及び添付書類一式 |
| ③災害時協力会社（電気通信部門） | 電通様式1～3及び添付書類一式 |
| ④災害時協力会社（機械設備部門） | 機械様式1～5及び添付書類一式 |
| ⑤災害時協力会社（測量・設計部門） | 測設様式1～3及び添付書類一式 |
| ⑥災害時協力会社（地質調査部門） | 地質様式1～3及び添付書類一式 |

3 提出場所 IX に同じ

4 提出方法 持参または郵送

XI 特定結果の通知

特定結果については，令和5年3月10日（金）頃までにお知らせします。

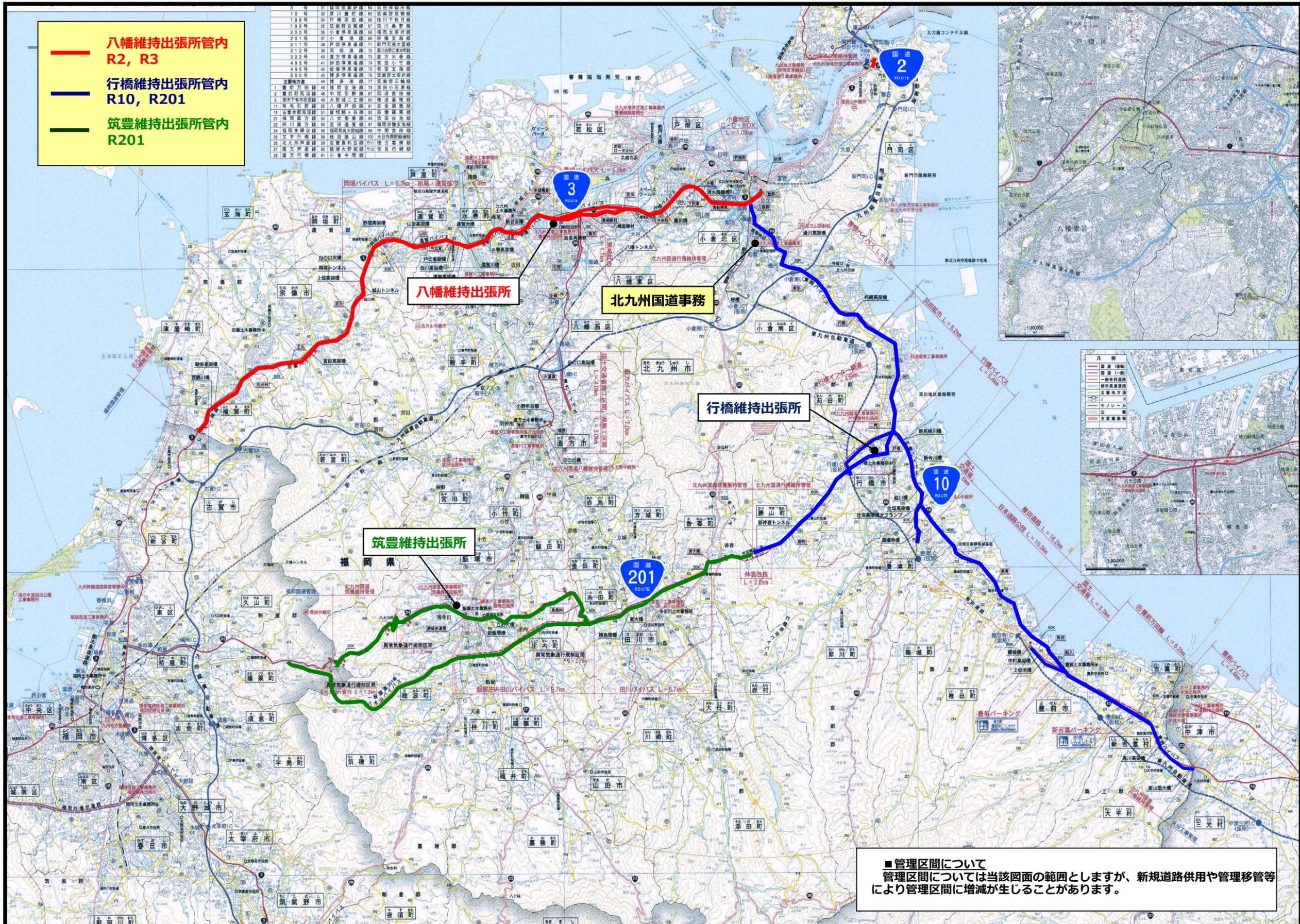
XII その他

- ① 特定された場合は，各部門別に協定を締結していただきます。
- ② 提出された申請書等は返却しません。
なお，提出された申請書等は，特定のための審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。
- ③ 故意による虚偽の申請を行った場合は，協定を無効とする場合があります。

北九州国道事務所管理区間図

【道路、橋梁、機械設備、測量・設計、地質調査部門】

令和5年1月27日現在



■管理区間について
 管理区間については当該図面の範囲としますが、新規道路供用や管理移管等により管理区間に増減が生じることがあります。

北九州国道事務所光ケーブル敷設区間図(電気通信部門)

【令和5年1月27日現在】

